

鎌 総 第 1205 号

令和元年（2019年）7月16日

鎌倉市議会議長

久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾 崇



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）



議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (共創計画部交通政策課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 6 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

2019 年度に実証実験、2020 年度に本格実施に向けて、地方自治体が法定外目的税を新設、変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（地方税法 731 条 2 項）、その点についてはどうなっているのか？

2 質問の理由

今年度実証実験実施との事であるので時間的余裕が無いので。

3 答弁

課金の根拠となる「課金制度」につきましては、「地方税法に基づく法定外税」、地方自治法に規定されない「賦課金（協力金）」、道路料金としての使用料など、様々な課金方法について導入の可能性を検討してまいりました。

現時点で最終的な結論には至っておりませんが、現在は法定外税を中心に制度のあり方等について整理を行っております。

「課金制度」を法定外税とする場合には、法定外目的税は地方税法第 731 条第 2 項により、法定外普通税は同法第 669 条第 1 項により、総務大臣の同意を得ることが必要になります。

現在、法定外税を中心とした制度のあり方等の整理として、庁内での検討を行うとともに、総務省に相談する前段階としての神奈川県に対する事前相談を行うため、準備を進めています。